法第三十八条第一項第一号ロ本文に掲げる額	
法第三十八条第一項第二号イ(2)に掲げる額	
法第三十八条第一項第二号ロ本文に掲げる額	
法第三十八条第三項本文に規定する負担調整見込額	
法第三十九条第一項第一号イ(2)に掲げる額	
法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額	
法第三十九条第一項第二号イ(2)に掲げる額	
法第三十九条第一項第二号ロ本文に掲げる額	
法第三十九条第三項本文に規定する負担調整額	
法第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額	
法第百二十一条第一項第一号イに規定する標準報酬総額	

を

に、「第十五条において準用する第十条第二項に規定する齢者加入率」を「調整前確定後期高齢者支援金」に、「第二十五条の三第一項第二号イ」を「第二十五条の三第一項第二号イ」に、「調整前後期高齢者支援

第十五条において準用する第十条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	
第三十八条の六第一項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
第三十八条の六第三項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	

保険者別前期高

を

に改める。

第四十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率

第四十七条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十四条の二に規定する厚生労働大臣が定める率

第四十七条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　算定政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

第四十七条第一項第十三号の三中「加入者一人当たり負担調整対象額」を「加入者一人当たり調整前負担調整額」に改め、同号を同項第十三号の四とし、同号の次に次の二号を加える。

十三の五　算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率

十三の六　算定政令第一条の九第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

第四十七条第一項第十三号の二中「加入者一人当たり負担調整対象見込額」を「加入者一人当たり調整前負担調整見込額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の三　算定政令第一条の八第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

第四十七条第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率

第四十七条第一項第十九号中「第四十条」を「第三十九条の二」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の二　第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率

附則第二条から第五条の二の三までを削る。

附則第五条の二の四の見出し中「概算加入者調整率」を「確定加入者調整率」に改め、同条第一項中「第三十四条第四項」を「第三十五条第五項」に、「概算加入者調整率」を「確定加入者調整率」に、「概算補正係数」を「確定補正係数」に改め、同条第二項中「粗概算加入者調整率は、附則第五条の二の六第一項」を「粗確定加入者調整率は、附則第四条第一項」に、「全保険者平均前期高齢者加入率」に、「保険者別前期高齢者加入率」を「保険者別前期高齢者加入率見込値」を「保険者別前期高齢者加入率」に改め、同条第三項中「概算補正係数」を「確定補正係数」に改め、同項第一号イ中「調整対象給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に、「調整対象外給付費見込額」を「調整対象外給付費額」に改め、同号ロ中「法第三十四条第一項第二号」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号」に、「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」を「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」に改め、同項第二号イ中「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「前期高齢者給付費見込額」を「前期高齢者給付費額」に改め、同号ロ中「第三十七条」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正省令」という。）第五条の規定による改正前の第三十九条」に、「保険納付対象額の見込額の総額」を「保険納付対象額の総額」に、「加入者見込総数」を「加入者総数」に、「加入者見込数」を「加入者数」に、「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」を「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」に改め、同項第三号イ中「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改め、同号ロ中「法第三十四条第一項第二号」を「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号」に、「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」を「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改め、同項第四号イ中「調整対象給付費見込額」を「調整対象給付費額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改め、同号ロ中「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」を「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」に、「粗概算加入者調整率」を「粗確定加入者調整率」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第五条の二の五の見出し中「補正後概算加入者調整率」を「補正後確定加入者調整率」に改め、同条第一項中「附則第十三条の六第三項」を「附則第十三条の四第三項」に、「補正後概算加入者調整率」を「補正後確定加入者調整率」に、「補正後概算補正係数」を「補正後確定補正係数」に改め、同条第二項中「補正後粗概算加入者調整率」を「補正後粗確定加入者調整率」に、「全保険者平均前期高齢者加入率見込値を補正後前期高齢者加入率見込率」を「全保険者平均前期高齢者加入率を補正後前期高齢者加入率」に改め、同条第三項中「補正後概算補正係数」を「補正後確定補正係数」に改め、同項第一号中「第九条第三項第一号」を「平成二十九年改正省令第五条の規定による改正前の第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号」に改め、同項第三号ロ中「法第三十四条第一項第二号」を「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号」に、「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」を「前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額」に、「補正後粗概算加入者調整率」を「補正後粗確定加入者調整率」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条の二の六の見出し中「全保険者平均前期高齢者加入率見込値」を「全保険者平均前期高齢者加入率」に改め、同条第一項中「全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、」を「全保険者平均前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する」に、「前期高齢者である加入者の見込数」を「前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する平成二十八